交通・防犯関係部課長会議　会議録

１　日　時　令和 4 年 7 月 28 日(木)　午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

２　会　場　愛知県自治センター大会議室

３　当番市　小牧市

４　出席者　県・・・防災安全局県民安全課　担当課長　高田恵二
愛知県警察本部交通総務課　交通街頭活動指導官　警視　山本清文
愛知県警察本部生活安全総務課　地域安全対策室長　谷口高一
市・・・名古屋市 スポーツ市民局市民生活部主幹　大和洋之 始め 40 名
市長会事務局・・・行政係長 梶浦稔、財政係長 瀧田崇司

５　内　容
【開会　市長会事務局　財政係長 瀧田崇司】
それでは定刻となりましたので、ただいまより交通防犯関係部課長会議を開会いたします。本日は、業務ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、お忙しいところご臨席賜りました愛知県及び県警本部の皆様方には、心より御礼申し上げます。私は進行を務めさせていただきます、愛知県市長会事務局の瀧田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
さて、愛知県市長会では、15 部門に分けて、各種部課長会議を開催しており、そのうちの一つが、この交通防犯関係部課長会議です。これらの会議は、各部門における課題等につきまして、意見交換や情報提供を行い、また必要に応じて、愛知県及び愛知県警察本部の方からご助言などもいただくといったことを目的として、例年開催しております。本日の会議においても、積極的に議題を持ち寄りいただきましたので、日頃の業務の参考としていただければ幸いです。それではまず始めに、ご多忙の中、ご出席賜りました愛知県及び県警本部の皆様方をご紹介いたします。
防災安全局 県民安全課 担当課長 高田恵二様
愛知県警察本部生活安全総務課 地域安全対策室室長 谷口高一様
愛知県警察本部交通総務課 交通街頭活動指導官 警視 山本清文様
それでは、順番にご挨拶をいただきます。

【あいさつ】
「防災安全局県民安全課 担当課長 高田恵二」
皆さん改めまして、こんにちは。県民安全課の高田と申します。よろしくお願いいたします。
交通防犯関係部課長会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。皆様方におかれましては平素から防犯交通行政各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、県内における交通事故情勢ですが、皆様方のご尽力により、昨年まで 3 年連続でワーストワンを回避することができました。しかし、本年につきましては、年初から交通死亡事故が多発し、3 月 31 日から 4 月 9 日までの間、本年 1 回目となる交通死亡事故多発警報を発令したところであります。昨日現在の交通事故死者数は 79 人、前年対比ではプラス 18 人と、大変厳しい情勢にあります。
また、県内における犯罪情勢ですが、昨年の刑法犯認知件数は戦後最多を記録した 2003 年と比べ、2 割を切るところまで減少してきております。しかし、本年 6 月末現在では、特殊詐欺の実質被害総額、侵入盗・自動車盗の認知件数が、いずれも増加傾向にあり、県民の皆様の安全安心の確

保には至っていない現状にあります。
県といたしましては、2022 年度愛知県交通安全実施計画と、あいち地域安全県民行動計画 2023 の 2022 年度版において、新たに県民全体で取り組むべき各種施策をお示しさせていただきました。皆様方におかれましては、両計画をもとに、地域に即した活動を推進していただき、交通安全防犯の機運を一層高めていただきますようお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

「愛知県警察本部生活安全総務課 地域安全対策室長 谷口高一」
地域安全対策室長の谷口です。ただいま担当課長から犯罪情勢について説明がありましたが、補足させていただきます。今年に入り、6 月末現在では増加傾向にあるというお話でしたけれども、全体的に刑法犯認知件数自体が増えております。約 4%の増加ということで、平成 15 年にピークを迎えておりましたが、それ以降多少増えた時期もありますが、順調に減少させ、当時の 2 割をきるまで減らしてきました。けれども、今年に入って増加に転じているというと厳しい状況になっています。
その中身が、自動車盗、侵入盗、自転車盗になります。まず侵入盗につきましては、昨年から比べると約 20%増えてます。中身が非常に悪く、1 件当たりの被害額が非常に大きく、全国的に見ましても、愛知県はワースト 1 位です。他県と比べると、被害額が約 2 倍です。被害額が大きいのは、愛知県は特に高所得者が多く、例えば病院などが狙い撃ちされています。情報屋が介在していると言われてますが、特にお金持ちのお宅に進入して捕まった犯人が、その家の間取り図を持っており、どこの部屋に金庫があるとか、ここには犬がいるというようなことをすべて把握した上で、侵入してるという状況が見られます。愛知県内でそういうケースがたくさんあり、1 ヶ所の被害が非常に多くなっています。その対策として、県警本部としては、お店や病院、自宅においても現金を置かないとようにと何度も広報しております。また、どうしても現金を置かないといけない場合は、大体の金庫は運ばれてしまうので、持運びができないような防犯性の高い金庫に変えて貰うよう広報をしながら、何とか抑止をしたいと思っております。
次に自動車盗ですが、自動車盗につきましても、断トツのワースト 1 位で約 500 件発生して、そのうちの半数以上が特定車種です。レクサス LX、プリウス、ランドクルーザーの 3 車種で、ランドクルーザーにつきましては、ランドクルーザープラウドも含みますが、この 3 車種が狙い撃ちされています。盗むまでに防犯カメラを確認しても、数分とかからないという状態です。いろいろと報道もされておりますが、コンピューターで制御しており、そのコンピューターに不正侵入をして、不正の指令を出して鍵を開けさせたり、エンジンがかかる状態にしてしまうという器具を使っているというような現状にあり、いとも簡単に盗まれてしまいます。県警としては、複数の防犯対策として、ハンドルロック、タイヤロック、あと純正の場合セキュリティを無効化されてしまいますので、プラスワンのセキュリティをつけて貰うなど、複数の対策を訴えかけております。
最後に自転車盗ですが 500 件ほど増えており、刑法犯全体としては 6 月末で 777 件の増加のため、そのうちの約 500 件自転車盗が増えているという状況です。特に無施錠の被害が多いので、各自治体の担当者さんにおかれましては、公園などの自転車置き場の整備や、防犯環境を整えるため、防犯カメラを設置するなど、防犯環境の向上につとめていただきたい。一時自転車盗は減ってきていましたが、最近コロナの影響もあり、人の流れが多くなり、自転車盗も少し増えている状況なので、ご協力をお願いしたいと思います。

「愛知県警察本部交通総務課 街頭活動指導官 警視 山本清文」
交通総務課街頭活動指導官の山本です。先ほど愛知県の高田担当課長から、昨年の交通死亡事故は減少したものの、今年は非常に厳しい状況だというお話がありました。せっかくの機会をいただきましたので、今年の状況をもう少しお話しさせていただきます。

本年６月末時点の統計ですが、県内の交通事故死者数は 69 人であり、当事者別では歩行者が最も多く 31 人で、約 45%を占めており、昨年比プラス 13 人となっております。その次に多いのは、四輪車の 17 人で、昨年より３人増加となっております。この 69 人を事故類型別で見ますと、最も多いのは、横断中の 22 人で、全体の約３割を占め、昨年より８人の増、その次に多いのは車両単独の 14 人で、全体の約２割を占めており、５人増となっております。次に年齢層別では、65 歳以上の高齢者が、37 人で５割以上を占めており、５人の増加となっておりますが、昨年からの増加幅で見ますと、16 歳から 24 歳のいわゆる若者と言われる年代が昨年より 9 人増え、増え幅では若者が多いという特徴があります。

このほか、道路形状別で見ると交差点やその付近において死亡事故の約７割が発生しています。そういったことを踏まえて本年の大まかな傾向を言いますと、交差点をはじめとした場所で、高齢者をはじめとする横断歩行者がわき見運転などの車に跳ねられる事故や、若者や一般成人の運転する車が信号無視などをして事故を起こすケースや、速度超過の車が単独事故を起こすなどの事故が目立っている状況です。

こういったことを踏まえ、警察としても重大事故に繋がりやすい横断歩行者妨害・速度違反・信号無視・一時不停止・ながらスマホ運転などを重点に位置付けて取り締まりを強化しています。また、横断歩道の手前のダイヤマークを見たら必ず減速することや、ながらスマホの防止に向けた広報も積極的にやっております。

一方で、歩行者に対しても、横断歩道をきちんと横断することや、ドライバーに横断の意思を伝えるため、例えば手をあげたり、ドライバーと目を合わせるなどの安全行動の呼びかけも行っております。また横断中も正面だけを見るのではなく、周りの安全を確認しながら渡ってもらうよう呼び掛けているところでありますので、各自治体の皆様におかれましても、交通事故の発生状況を踏まえた市民の方への注意喚起など、広報啓発活動に引き続きのご協力をいただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いします。以上で私からのご挨拶とさせていただきます。

【議題】

事務局：ここからは資料に沿って進めさせていただきます。不足資料がございましたが、お申し出ください。それでは、次第 3、議題に入ります前に、前回会議におきまして、市政施行順により、本年度の会議進行の議長当番市として、小牧市さんに決定しております。小牧市市民安全課主幹丹羽様、よろしくお願いをいたします。

議　長：小牧市役所市民安全課で主幹をやっております丹羽と申します。本日、議長を務めさせていただきます。地元市民からの要望等、いろいろあるかと思います。本日この会を通じて、いろいろな情報交換をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題の協議に入らせていただきます。各市の状況は前もって配布していただいておりますので各市の状況の発表はとり行わず、議題ごとに提案市の趣旨説明、議長から取りまとめ状況の説明、また補足説明がある市は補足説明、他の市の状況確認等したい場合などは聞かせていただき、議案提案市においてこれでいいかなどの確認、そして最後に必要に応じて、愛知県の方からコメントをいただくという順番で進めさせていただきます。概ね 14 時 30 分ごろの終了を予定として進めさせていただきます。またこの会議は、要望の場ではございませんので、情報や意見交換の場として開催するものですので、皆様からの活発な意見と情報共有をお願いいたします。

【議題 1】

議　長：それでは、議題 1 路上喫煙禁止エリア等を定めた条例の施行の有無と、条例の認知状況の把握について、提案市であります豊橋市さんより趣旨説明をお願いいたします。

豊橋市：豊橋では平成 24 年 7 月から路上喫煙禁止エリアを定めた、豊田市快適なまちづくりを推進する条例を施行し、路上喫煙禁止エリア内で喫煙者に対し、警察官 OB などの職員が指導やごみのポイ捨てに係る啓発を実施しておりますが、禁止エリア内での路上喫煙者の減少が想定通りには進んでいないなど、そもそも市民の条例に対する認知が進んでないというような状況になっております。そこで、そもそも本市と同様同類の条例を制定されているか、また制定されている場合、市民の条例の存在の認知状況をどのように確認されているか、ご教示いただきたいと存じます。

議　長：路上喫煙エリアの施行の有無と、認知状況はどうしているかとのことです。今回回答いただき、条例の制定について、15 の自治体が制定をしており、23 の自治体が制定していないとの回答でした。また中身を見ますと、自治体によっては、アンケートをしている、また、マナーアンケートをしているなどなどの回答もあり、他にも吸い殻の計数を計っているという自治体もあります。

豊橋市：名古屋市さんにお聞きしたいのですが、ご回答いただいてる認知状況の確認について、平成 17 年度から指導員による巡回指導を開始されて、これまで過去 6 回アンケートを実施されているとのことですが、そのアンケートの中で、名古屋市内 4 地区を路上禁煙地区として指定されていることを知っているかという質問をされ、6 回の中での認知度の状況等の推移を教えてください。また、たばこを吸われてる方に対して過料の徴収をやられてるということで、この人数や件数等の推移を教えてください。

名古屋市：本市におきましては、平成 16 年 11 月に、安心安全に快適なまちづくり名古屋条例というのを施行し、まずは喫煙者の責務として、市内全域で公共の場所で歩きたばこをしないこと、それから喫煙する際は吸い殻入れを携帯することを努力義務として定めております。その後平成 17 年 3 月に人の参集が著しい繁華街や、ターミナル駅周辺などでの路上禁煙の危険性を考慮して、道路を指定する形で、路上禁煙地区を 4 地区指定しており、今専任の指導員が巡回をしております。4 地区は名駅・栄・金山・藤が丘駅周辺となっております。藤が丘駅は当時愛地球博が開催されることを考慮して指定をしております。今藤が丘駅は安定しており、あまり違反者がいない状況ですが、今度ジブリパークがオープンするというところで、来場者が藤が丘駅を経由するために人通りが増えることを想定しておりますので、状況をしっかり確認していきたいと思っております。経緯を説明させていただいたのは岩倉市さんと似たようなこともやっておりまして、地区は指定しましたが、過料を科すかどうかというのは一定期間状況を見て判断するというところで、判断材料としまして、喫煙率、これは通行人中の喫煙者数をほぼゼロ、目安としては 0.1%以下ということと、あと吸い殻のポイ捨て数、路上禁煙地区を指定した告示前日の 10%以下、具体的に申し上げますと、告示日前日に 4 地区で約 550 個ありましたので、その 10%ということで、55 個としました。これらはいずれも達成されておらず、18 年の 7 月から、違反者への過料徴収を開始する運びとなって現在に至っております。

　この基準を今実際には目標値として取り組んでおりまして、毎週各地区 2 ヶ所で今言った喫煙率等吸い殻のポイ捨て数の調査を継続して実施をしております。ちなみに喫煙率についてはほぼゼロになっておりまして、目標を大分前に達成しておりますが、吸い殻のポイ捨て数については、告示日前日の 550 個からすればかなり減ってきていますが、直近令和 3 年度で、89 個となっておりまして、いまだ目標までの 55 個は達成できていないという状況になっております。この喫煙率等々の数字自体も、判断材料になるかなというところで紹介をさせていただきました。

　あと回答に記載しましたアンケートの方ですけども、これは単独でアンケートをしているわけではなく、本市が実施している市政に関するアンケートの中で、項目として入れてもらって必要に応じて実施しており、毎年行っておるわけではなくて、6 回ほど実施して

おります。そのうち1回は設問の中身が違う形で実施しておりますので、経年変化を見るとすると同じ質問をした5回ということになります。一部だけになりますが、アンケートの結果として、路上禁煙地区指定後の平成17年6月実施時が一番認知度が高いという結果になっており、低下傾向にあります。平成17年6月と直近の令和3年11月の数値を比較して紹介しますと、4地区すべて知っているというのが、17年6月は22.3%だったのが直近では9.7%、知らないという答えた方が14.5%から15.7%となっております。4地区すべて知っていると回答した方が5人に1人最初いましたが、10人に1人もいない状況となっており、知らないと答えた方も少し増えております。ただ、名駅西口に喫煙所を設置したことがありますが、そのときの直後のアンケートでは若干認知度が上がったというようなところもあり、市民アンケートでこのような結果でしたが、低下している原因としましては、非喫煙者、つまり路上禁煙地区を気にする必要がない人が増えている結果ではないかと分析しております。目標値に近づいてきていることや、過料処分件数も減ってきているので喫煙者にはある程度浸透していっているものと考えております。

本市としての大きな課題は、過料処分者の4割が県外の方で、名古屋市を訪れる県外の方への周知をしっかりやっていくというところが重要で、そのためにいろいろな媒体を利用した方法を実施しております。市外からみえる方への広報というところで、いろいろ取り組んでおり、少しだけ紹介させてもらいますと、旅行雑誌のマップルやルルブ、東海ウォーカーなどに有料になりますが掲載をしています。あとSNSなどを利用した広報も実施しており、例えば、路上禁煙地区を訪れた人をターゲットにして、その方に広報するような広告等を利用しております。

最後に過料の徴収ですが、18年度途中から19年度の合計で4地区合計で5,533件の処分件数だったのが、直近では3年度839件ということで、大幅に減少しておりますので、喫煙者にとっては大分浸透はしているのかと思っております。

【議題2】

議　長：続きまして、議題2、四季の交通安全運動に係る実施要綱の作成及び配布状況について、提案市であります豊橋市さんより趣旨説明をお願いいたします。

豊橋市：豊橋では、毎年四季の交通安全運動ごとに愛知県さんが作成している交通安全県民運動実施要綱をもとに、本市の交通安全市民運動実施要綱を作成し、市内の自治会や企業等へ、郵送により配布を行っております。交通安全自体は市民一人一人の意識の高さが重要な点になるため、要綱の作成及び配布は、交通安全に係る意識醸成においては重要な施策であると考えていますが、一方で要綱の内容は毎回似通っていて内容をそもそも見られているかという疑義があることや、要綱を市内企業等へ1500部発送する事務手続きの煩雑さから、より効率的な作成で配布方法がないか、現在検討を開始しているところで、他市の皆様におかれまして、四季の交通安全運動に係る実施要綱について、どのような取り扱いをされているか、ご教示ください。

議　長：四季の交通安全に係る実施要綱の作成及び配布状況について、また効率的にできないかとのことでございます。各市からの回答について、まず要綱を作成している自治体は 14 で、作成してない自治体については24となっており、要綱を作っている自治体の中では、やはり多くのところが郵送し、また、回覧や啓発のときに一緒に手で配るという方法をとっているところもございました。

豊橋市：刈谷市さんにお聞きしたいんですけれども、ご回答が自治会・企業・小中学校等の約400ヶ所へ、郵送で配布されているということで、部数の違いがございますが、送り先が本市に似通っているかと思ってまして、事務の負担等を感じているかどうかをお聞かせいただければと思います。

刈谷市：4 月から異動してきておりまして、まだ実際に作業状況等見てはいないんですが、この点に関しまして担当から聞いておりますのは、負担ではありますが、そんなに大きな負担にはなっていないと感じており、定例的に行っているということで、聞いております。

豊橋市：岡崎さんにもお聞きしたいんですが、交通安全推進協議会委員というのがそもそもどういったもので、何名くらいいて、委員以外の方への周知・配布がどのようにされているか教えてください。

岡崎市：協議会委員については、130 名程度把握しております。この委員さんを通じて、1200 部配布をしているという状況です。

議　長：県で実施要綱を作成しておりますが、豊橋市について、市の実態に合わせて内容を変更して作成しているというところですが、何か例があれば教えていただきたいなと思います。実態に合わせて内容を変更していることを教えてください。

豊橋市：本市では自転車のヘルメットの着用・保険の加入等、愛知県さんにおかれては、去年条例を施行されて、ヘルメットの努力義務化・保険の加入義務化を開始されましたが、本市では平成 31 年の 4 月から条例を先行して制定しまして、本市独自として、要綱の中にオリジナルで入れさせていただきました。あとは先ほど愛知県の高田課長さんや、県警本部の方々からもお話がありましたが、やはり道路横断中での事故というのは非常に多いものですから、特に死亡事故も今年も発生している状況でして、そういったことが多発している場合については別途枠を設けて、無理な横断をしないようになど強調して作っています。

愛知県：県が作成する各季の実施要綱につきましては内閣府の推進要綱等に基づいて作成した案を、愛知県交通安全推進協議会の幹事会で諮り、決定したものを各自治体にお送りしております。各自治体の定める要綱については、マンネリ化させずに、市民一人一人に浸透させるというのは非常に大変なことです。県が作成した要綱にかかわらず、各自治体の実態に応じて豊橋市さんがやっているように、表現も工夫し、例えば視覚に訴えるなど書きぶりを変え、自治体の実情に応じて表現をしていただきたいと思います。
さらにご地元の警察署の協力を得て、地元の交通事故の発生状況をデータ等でいただき、分析して、大筋については愛知県の要綱に従っていただければいいと思いますが、ご地元の方の交通事故の発生実態に応じて、独自の項目を設けた方が、より市民に対して説得力のあるものがつくれるかと考えております。

【議題 3】

議　長：続きまして、議題 3、自転車ヘルメット購入補助金の PR 方法について、こちらについても提案市であります豊橋市さんより趣旨説明をお願いいたします。

豊橋市：本市では平成 28 年度から市内在住者に対しまして、自転車ヘルメットを購入する購入費の 2 分の 1 の購入補助制度を行っていて、昨年度から愛知県さんとの協調補助で制度を実施しています。令和 3 年度の補助件数の実績は、愛知県の自転車条例の施行に伴い過去の実績に比べ飛躍的に上昇いたしましたが、補助対象年齢を本市では制限を設けていないというところに対して、制限がある自治体と比べると、過少状態であるかと感じているところです。そこで他市におかれましては自転車ヘルメット購入補助に係る PR をどのように執り行っているか、また実施状況をご教示ください。あわせて令和 2 年度及び令和 3 年度の申請件数と受付け方法についてもご教示ください。

議　長：各市からの回答を確認させていただきましたところ、もうすでに受理件数が 1000 件を超えるようなところもございまして、PR 方法もいろいろあがっております。従来あったホームページや協力団体からの広報だけでなく、学校と連携した PR、SNS を利用している自治体なども回答に上がってきており、中には店舗と連携しているところも回答としていただいております。

豊橋市：一宮市さんの回答の中でPRの実施状況で、特に目新しいことを行っていないという、記載があるにもかかわらず、名古屋市さんを除き、断トツで多い4,026件という実績は、何が要因なのか教えていただけないでしょうか。

一宮市：記載の通り目新しい施策というものは行っていませんが、ヘルメットを紹介するため、まず出前一聴や、それから小学一年生を対象にする教室などを、例年市役所の方で計画して行っております。その時にヘルメットの重要性を子どもたちに伝え、同時にその保護者に対しても伝えてもらい、家族への広がりを投げかけております。それから劇を通じて交通安全や防犯を啓発する方々がおみえになり、その方々が高齢者団体の集まりなどに行きまして、その機会を通じてヘルメットの助成なども訴えております。それから一宮警察と連携をしまして、こういった啓発の場合に双方が出席をしており、交通課の方からヘルメットの重要性を説いていただくと同時に今のヘルメットも様々な種類があり、一般的なヘルメットのほかに、帽子型のようなヘルメットや、デコレーションを施すなど多種多様なものが今出ておりまして、ヘルメットに対する抵抗感をなくすという意味で実際にそのヘルメットをいくつか用意して啓発をさせていただいております。それから一宮は平地で自転車利用者が多いというところも手伝っているのかなと思いますけれども、ヘルメットや自転車利用に対する意識の高さというところでこの数が伸びてきているのではないかなと分析をしております。あと市長をはじめ、あらゆる機会で交通安全の挨拶をするときに、市としてはこのヘルメットに力を入れますよとPRし、実際に実績が伸びており、実効性あるPRができているのかと思っております。ちなみにこの4,026件のうち、高齢者65歳以上の方の占める割合が59.5%で、今年は44.3%となっており、子どもだけではなく、高齢者に対するヘルメットの需要及び広まりが実績としてあらわれてきているのかなと分析をしております。高齢者に対する教室については、当市では出前一聴と申しまして、町内会の団体でそれぞれ様々な出前教養講座を受け付けており、その中で交通や防犯といった項目がございまして、交通防犯に関しましては高齢者の方々がおみえになり、啓発をさせていただいております。

議　長：今回この議題3のヘルメットの関係で、小牧市からも一つ質問を入れており、小牧市では現在、基本的には直接来庁する形でヘルメットの購入補助をさせていただいておりますが、ウェブの受付けをすることができないかということを考えております。もうすでに導入されている自治体が見受けられますが、このうち基本的に領収書の原本を提出していただく形を取っていますが、ネットで受付けをしている自治体はどのように確認等されているのか、参考に聞かせていただきたいと思います。

豊橋市：あいち電子申請システムを活用して行っていますが、本市のこの補助制度が、県内の他市さんとやり方が多分違っていまして、他の自治体さんでは実際に市民の方がヘルメット購入されて、販売店の証明書か領収書等添付して、市役所に申請されて、最終的に口座に振り込みをされているのが一般的なのかもしれませんが、本市においては、先に市民の方から市役所の方に割引券の申請をしていただいて、その券をもって自転車屋さんでヘルメットを購入する際に上限2,000円の割引をしていただいた上で、ご購入いただき、最後に市に自転車屋の方から補助金の申請という形で、補助の執行をしているようになっていますので、申請方法としてウェブでの申請受付けはしていますが、あくまで割引券の受け取りというところでの申請になっておりますので、もしやり方が同じであれば細かく聞いていただければと思いますが、前者に申し上げたようなやり方ですと、やり方が違うものですから、参考になるかどうか疑義があります。

尾張旭市：本市もあいち電子申請システムで、申請者の方に申請者、使われる方のお子さん、その方の生年月日等書いていただきまして、画像データで領収書と、本人確認の免許証等の写し、あと口座に振り込みますので、通帳等の写し等を送っていただきまして、住基で確認

し、お子さんや65歳というのを確認した上で、こちらから補助金の確定書というのを送りしまして、そして振込先に何日にお振り込みしますという確認通知を出しまして、通帳の方にお金を入れるという手続きをしております。

岩倉市：本市も尾張旭市さんと同じようにあいち電子システムを使っていまして、必要書類がそろえば、受付けています。領収書は原本でなくて写しでもよいので、基本的に画像かスキャナーで読み込んだものを添付してもらって処理しています。

議　長：基本的に今、窓口に来ていただいている方がほとんどメインとなっておりますが、先ほど県の高田担当課長、谷口室長からもお言葉がありましたが、小牧市も同様にやはり今自動車盗、部品ねらいと自転車盗が大変増えております。自転車のヘルメット購入で補助申請に見えた方にそもそも自転車関係に興味があるという推測のもとで、ツーロックの啓発で自転車のチェーン錠を配っております。あわせて、県内の犯罪情勢がわかる1枚もののチラシで、車両関係の盗難が増えていますということを窓口に来ていただいているのでできることでありますが、そういった啓発を行っておりますので参考としていただきたいと思います。

東海市：ヘルメットの補助金の関係は、今県の協調補助で、県の方からも補助金をいただいています。県の方が、領収書の原本に限られていると理解していたものですから、写しは駄目と東海市は考えており、そういうことはできないと考えていました。今まで3市の方は、県の協調補助をいただいているということでよろしかったでしょうか。一般財源の東海市の歳入のほうで、県からのヘルメット補助金をもらっており、市が補助した2分の1について、県からもらえるんですけども、その中で県から申請時原本添付と聞いていたものですから、原本しか駄目と思い、豊橋さん、尾張旭さん、岩倉さんが、県の方からの協調補助をもらっていたかどうかを確認したいということで質問させていただきました。

豊橋市：愛知県さんから補助をいただいて、実施しており、特に問題はないと認識しています。

岩倉市：愛知県から補助をいただいていますが、そもそも県から来たQAに、お金を支払ったことが確認できるものであれば良いというようなことが書いてあったはずなので、特に原本という指定をしていません。

愛知県：手元にその資料を持ってきていないものですから何とも言えませんが、QAがそのようになっているのであれば、それで構わないと思いますが、これにつきましては1度確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、今年度も県の方で作成するリーフレットには、補助金の内容を記載するほか、県内各地で実施を予定しております自転車用ヘルメットの着用促進イベントにおいても、補助金の内容を周知していきたいと考えております。また昨年度から継続して、県内の大手の自転車販売店に対しまして、補助金の内容を記載したチラシの設置等をお願いし、本年度も引き続きやって参りますので、よろしくお願いしたいと思います。

県警交通総務課：補助金の話と少し離れますが、一宮市さんの補助金の申請が4000件を超えているというところで、そのうちの約半数が65歳以上の高齢者ということでいい意味で驚いております。高齢者の方が申請をされているということで、なかなかヘルメットの着用というのは、小中学生はある程度進んでいると思いますが、高校生より上になるとなかなか着用が進んでない中、高齢者の方がそれほど申請しているのはすごいと思います。特に高齢者の方はやはり普段の事故の発生を見ていますと、歩行者の方がもちろん多いですが、自転車に乗っていて、若い人だと多分体も柔軟で、身体能力もまだ高く避けられる事故でも高齢者の方は少し当たってしまっても、頭を打って、酷いと亡くなってしまうなど結構重篤化しやすい傾向にあります。若い人では助かる事故でも、高齢者の方々の場合、お亡くなりになってしまうとか、意識不明になってしまうということは非常に多いものですから、高齢者がこれほどヘルメットを着用していただけたらなといつも警察としては考えて

おります。そういった中で、それだけの数字を挙げており非常に素晴らしいことだと思いまして、是非ともこのまま取り組みを継続し、結果に繋げていただき、こういう状況が県内全体に広がっていけば、高齢者の方の事故というのも減ってくのかなと今日感じまして、コメントさせていただきました。

【議題 4】

議　長：続きまして、議題 4、地域との交通施策の取り組み、交通委員の選任等について、提案市であります小牧市より趣旨を説明をさせていただきます。現在小牧市では、自治会単位で交通委員 1 名を選任しており、1 名の方につき、年額報酬 2 万 4500 円をお支払いする形をとっております。交通委員の方には、街頭監視やストップマークシールの貼付けなどの依頼をしています。しかしながら、最近地元の方からは、高齢化して後任がいない、日中は対応できないなどのご意見を多数いただいております。また、選任が困難である、1 人に仕事が集中してしまうのではないかなど要望等もいただいております。そこで、本市といたしましては、少しでも地元の方の負担を軽減できるような取り組みはないかということで、今回この質問をさせていただきました。豊田市については、委員を対象とした交通安全講習会の開催をしているとご回答いただいておりますが、これは具体的にはどういったことをやってみえるかというのをお伺いしたいと思います。

豊田市：ツールとしては、交通安全委員さんとは別に会計年度任用職員として、お願いをしている方々も市内に 30 名見えますが、今回はその方々ではなく、資料に記載の通り、自治区単位で選任いただいている各 1 名となります交通安全委員さんについて説明します。活動内容は記載の通りで、今ご質問の交通安全講習会の件で、各地域で選任をしていただいても学ぶ機会や主体的に活動していただくきっかけみたいなものが難しい状況もありますので、豊田市といたしましては、主として交通安全学習センターという施設を持っており、選任された各地区の交通安全委員さんに対して、年 1 回交通安全講習会を開催し、ご参加くださいという依頼をかけます。センターには自分たちで来ていただきますが、そこで交通事故の状況等学ぶ機会がございますので、講習会を受けて貰っています。

議　長：豊川市さんから交通安全ボランティア団体「豊川市交通安全指導隊」の活動とご回答いただいておりますが、参考にどのような活動をされているのかお話を聞かせてください。

豊川市：議題の交通委員の選任等ということについて、該当がなかったものですから違う取り組みとなりますが、記載をさせていただきました。小学校区ごとで、交通安全のボランティア団体名称は、豊川市交通安全指導隊と言っておりますが、その指導隊が活動をしております。小学校区が 26 校ありますので 26 隊で、合計 210 名の隊員が活動をしております。活動内容としましては、交通死亡事故ゼロの日の朝や各季の交通安全の重点運動期間における街頭指導や、パトロールの実施で、交通安全運動の初日には夜間に各地区の主要な交差点等におきまして、赤色灯を使用した啓発活動、通称レッドライト作戦と申しまして、そういった活動を地域の方と協力して行っております。あと市の行事における交通整理や、交通安全歩行者の安全誘導など様々な活動をいただいております。市からの助成の内容、費用負担ですが、1 団体当たり 3 万円を支給をしており、隊員 1 人当たり 1 万 5000 円を年額で支給しております。

愛知県：県の方では、県警と合同で、愛知県交通指導員連絡協議会の事務局を設置しており、交通指導員に対する知識や情報の提供など、研修の実施等を行ってきております。ただ数年はコロナウイルスの関係で、毎年度やっておりました研修会を書面開催として、実際に集まっていただいてということはやっておりません。今年度につきましてもコロナ情勢に応じて来年 3 月に開催する予定ではありますが、いまだ情勢が見えないという段階になっております。もし開催できるようでしたら積極的なご参加をお待ちしておりますのでよろしく

お願いしたいと思います。

【議題5 その他】

議　長：他に何かご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いいたします。特にないようですので、続いて4年度の当番市の決定に入ります。次年度の当番市について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：次年度の当番市についてでございますが、市制施行順によりまして、議長当番市は稲沢市さんにお願いすることとなります。稲沢市危機管理課 中島主幹様、どうぞよろしくお願いをいたします。事務局からは以上です。

議　長：それでは以上をもちまして、私の議長としての役割を終えさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局：丹羽主幹様、大変お疲れ様でした。これをもちまして、交通防犯関係部課長会議を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。またお帰りの際は、事故等にはくれぐれも気をつけていただき、お帰りください。ありがとうございました。

【以上】